

鹿児島県茶生産協会イメージキャラクター「鹿児島茶丸」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県茶生産協会イメージキャラクター「鹿児島茶丸」のデザイン及び着ぐるみ（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第2条 デザイン等を使用する者は、あらかじめデザイン等使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、鹿児島県茶生産協会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- ・ 鹿児島県内の地方公共団体が使用するとき。
- ・ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ・ その他、会長が適当と認めるとき。

(使用許可)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を許可するものとする。この場合において、会長は条件を付すことができる。

- ・ 使用目的がかごしま茶の普及宣伝以外であるとき。
- ・ かごしま茶の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ・ デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- ・ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ・ 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ・ その他会長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定による許可は、デザイン等使用許可書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は無償とする。

(使用の際の遵守事項)

第5条 デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 許可された内容により使用し、会長の付した条件に従うこと。
- ・ デザイン等の使用に際し、瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、鹿児島県茶生産協会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- ・ 許可を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・ 定められた色、形式を正しく使用すること。
- ・ デザイン等の使用写真を添付した実績報告書を速やかに会長に提出すること。

(使用許可の変更)

第6条 申請書の内容に変更が生じたときは、デザイン等使用許可変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

(使用許可の取消し)

第7条 会長は、デザイン等の使用がこの規程及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用許可を取り消すことができる。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 前項の許可の取消しは、デザイン等使用許可取消書(様式第4号)をもって行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱いについて必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年2月28日から施行する。